

令和4年度

通 常 総 会  
議 案 書

日 時 令和4年5月20日（金）  
午前9時

場 所 丸亀市役所2階201会議室

丸 亀 市 農 業 委 員 会

# 令和4年度丸亀市農業委員会通常総会

## 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓挨拶

4 議 事

第1 議事録署名委員の選任

第2 議案審議

議案第1号 令和3年度事業報告について

議案第2号 令和4年度事業計画について

議案第3号 別段面積（下限面積）について

報告第1号 令和4年度丸亀市農業委員会予算について

5 そ の 他

6 閉 会

# 目 次

議案第1号「令和3年度事業報告について」	p1
(1) 農業委員会の構成に関する事	p2
(2) 農地に関する事	p2
(3) 農政に関する事	p3
議案第2号「令和4年度事業計画について」	p9
1. 令和4年度事業方針	p10
2. 事業内容	p11
(1) 各会議の開催等	p11
(2) 農地関係事業	p11
(3) 農政関係事業	p12
3. 重点対策事業について	p13
「農地利用最適化の推進等に向けた活動」	
4. 年間活動スケジュールについて	p14
議案第3号「別段面積（下限面積）について」	p15

## 議案第1号

### 令和3年度事業報告について

令和3年度事業報告について、別紙1のとおり報告する。

令和4年5月20日提出

丸亀市農業委員会

会長 松岡 繁

## 議案第 1 号 令和 3 年度事業報告について

### (1) 農業委員会の構成に関すること

#### ① 委員

農業関係者による委員 (15名)	利害関係の無い人 (1名)
------------------	---------------

#### ② 農地利用最適化推進委員

農業者等からの推薦 (29名)	個人の応募(0名)
-----------------	-----------

#### ③ 役員 (3名)

会長 1名・副会長 2名

### (2) 農地に関すること

#### ① 総会議案審議・報告 【定例総会毎月1回・12回開催、77議案・31報告】

ア 農地法第3条1項許可申請	78件	190筆	126,230.71 m <sup>2</sup>
イ 農地法第4条1項許可申請	28件	38筆	10,208.22 m <sup>2</sup>
ウ 農地法第5条1項許可申請	175件	353筆	192,039.30 m <sup>2</sup>
エ 許可後の事業計画変更許可申請(承継を含む)	30件	143筆	106,775.13 m <sup>2</sup>
オ 非農地証明願	15件	24筆	4,275.41 m <sup>2</sup>
カ 農用地利用集積計画関係	728件	1,908筆	1,795,959.57 m <sup>2</sup>
キ 農用地利用配分計画	31件	98筆	84,210.00 m <sup>2</sup>
ク 農地法第18条1項許可申請	0件	0筆	0.00 m <sup>2</sup>
ケ 競売買受適格証明願(耕作目的)	0件	0筆	0.00 m <sup>2</sup>
コ 競売買受適格証明願(転用目的)	0件	0筆	0.00 m <sup>2</sup>
サ 農地改良届	5件	8筆	9,427.00 m <sup>2</sup>
シ 農地法第18条6項通知	24件	46筆	49,257.00 m <sup>2</sup>
ス 許可後の取消願	4件	16筆	10,505.00 m <sup>2</sup>
セ 許可申請の取下願	3件	3筆	1,290.82 m <sup>2</sup>
ソ 農地法第3条の3第1項届出	25件	157筆	105,295.57 m <sup>2</sup>
タ 非農地決定	0件	0筆	0.00 m <sup>2</sup>

#### ② 諸証明・届出

ア 工事完了証明	94件
イ 工事完了届	56件

ウ 贈与税、相続税納税猶予に関する適格者証明	3 件
エ 引き続き農業経営を行っている旨の証明	11 件
オ 賃貸借（残存小作権）に係る名義変更届出	3 件
カ 許可事項証明	4 件

③ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定・移転

ア 賃借権設定	125 件	399 筆	404,011.42 m <sup>2</sup>
イ 使用賃貸権設定	600 件	1,509 筆	1,391,948.15 m <sup>2</sup>
ウ 所有権移転	0 件	0 筆	0.00 m <sup>2</sup>
計	725 件	1,908 筆	1,795,959.57 m <sup>2</sup>

④ 農地利用状況調査

ア 実施時期	令和3年 5月～8月			
イ 調査体制	16区域に分け委員及び職員2～4人の班			
	令和3年度実績		前年比	
	面積	筆数	面積	筆数
ウ 荒廃農地面積・筆数	435.3 ha	11,282 筆	-7.1 ha	-127 筆
（再生可能農地）	20.7ha	382 筆	-6.7 ha	-108 筆
（復元不可農地）	414.6ha	10,900 筆	-0.4 ha	-19 筆
エ 調査活動記録簿集計	延べ 468 時間			
オ 遊休農地の指導等				
・農地法に基づく措置	0 件	0 筆		0 m <sup>2</sup>
・文書等による指導件数	82 件	146 筆		115,493.00 m <sup>2</sup>
カ 利用意向調査		60 筆	35 人	35,675 m <sup>2</sup>

(3) 農政に関すること

① 総会等開催状況

開催日		会議等
令和3年 4月	5日、12日、27日 20日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会
5月	6日、10日、27日 20日 12日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 令和3年度農業委員会通常総会・定例総会 丸亀市地域農業再生協議会総会（書面決議）
6月	7日、10日、28日 14日 18日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 中讃地区農業委員会連合会通常総会（書面決議） 農業委員会定例総会

7月	5日、12日、27日 20日 31日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会・推進委員連絡会 市町農業委員会職員研修会通常総会
8月	5日、10日、27日 20日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会
9月	6日、10日、27日 17日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会
10月	5日、12日、27日 20日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会・推進委員連絡会
11月	5日、10日、29日 19日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会・推進委員連絡会
12月	6日、10日、27日 8日 14日 20日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 中讃地域水田農業を考える会 農業委員会定例総会・推進委員連絡会
令和4年 1月	5日、11日、27日 20日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会
2月	7日、10日、28日 18日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会
3月	7日、10日、28日 18日 25日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会 中讃地区農業改良普及協議会幹事会

② 通常総会議案審議・報告事項

開催月	議題及び報告
令和3年 5月20日 (通常総会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和2年度事業報告」について</li> <li>・「令和3年度事業計画(案)」について</li> <li>・「別段面積(下限面積)」について</li> <li>・「令和3年度丸亀市農業委員会予算」について</li> </ul>

③ 定例総会議案審議・主な報告事項【毎月1回・12回開催】

開催月	議題及び報告
令和3年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域整備計画の変更について</li> <li>・市町農業委員会会長・事務局長会議の報告について</li> <li>・農地等利用最適化推進に関する意見に対する回答について</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度丸亀市農業委員会の組織活動目標計画について</li> <li>・令和4年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域整備計画の変更について</li> <li>・実質化した「人・農地プラン」について</li> <li>・農地パトロール調査の実施について</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について</li> <li>・第1種農地の取り扱いについて</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域整備計画の変更について</li> </ul>

9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者年金の加入推進について</li> <li>・ 令和4年度農地等利用最適化の推進に関する意見について</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域整備計画の変更について</li> <li>・ 農地パトロール調査に係る利用意向調査について</li> <li>・ 丸亀市農業委員会公文書管理規定の制定について</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 香川県農地機構からの事業報告</li> <li>・ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域整備計画の変更について</li> <li>・ 全国農業新聞の購読推進について</li> </ul>
令和4年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丸亀市耕作放棄地再生対策事業費補助金交付要綱の一部改正について</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域整備計画の変更について</li> <li>・ 丸亀市賃借料情報について</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実質化された「人・農地プラン」の変更について</li> </ul>

#### ④ 要望・建議活動、委員会活動の周知等

<p>■「国への農業政策等の要請」 (全国農業委員会系統組織とともに要請決議、国会へ陳情)</p> <p>(1) 全国農業委員会会長大会への参加</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため Web 開催</p> <p>(2) 全国農業委員会会長代表者集会への参加 (会長参加、令和3年12月2日：東京・メルパルクホール)</p> <p>第1号議案 「人・農地など関係施策の見直し」に関する要請決議</p> <p>第2号議案 「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進に関する申し合わせ決議</p> <p>第3号議案 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議</p> <p>活動事例報告・基調講演</p> <p>国会議員への要請活動 大会後、議員会館にて県選出国会議員へ要請活動を行った。</p>
<p>■「行政庁へ農業施策に関する意見書を提出」 (県知事、市長等へ農業者の意見等を進達)</p> <p>(1) 令和4年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見 (令和3年8月2日)</p> <p>① 担い手への農地利用集積・集約化について</p> <p>② 遊休農地の発生防止・解消について</p> <p>③ 新規参入者等への支援・補助について</p> <p>④ その他</p> <p>(2) 令和4年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見 (令和3年10月20日)</p> <p>① 担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について</p> <p>② 遊休農地等の発生防止・解消について</p>



- ③ 農業への新規参入等の促進について
- ④ その他

■「農業委員会だより」No18 の発行 各農家世帯宛 4 千部送達（委員会活動の周知・広報）

- ・ 市長・議長へ改善意見書を提出
- ・ 遊休農地の解消に向けた取り組み
- ・ 農地の適正管理について
- ・ 農業者年金制度改正のお知らせ
- ・ 公益財団法人香川県農地機構の活用について
- ・ 丸亀市耕作放棄地再生対策事業補助制度のご案内

⑤ 委員研修及び視察研修

■「委員研修・講演会等への参加」

(1) 市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

令和3年12月8日（水）（アイレックス）

- ・ かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動の実践について
- ・ 香川県農業・農村基本計画について
- ・ 農業委員会組織をめぐる情勢と農地利用最適化の推進について

(2) 令和3年度 中讃地域水田農業を考える会

令和3年12月14日（火）（アイレックス）

- ・ 水稻の販売状況と作付けの推進について
- ・ おいでまいの品質特性と今後の対策について
- ・ ジャンボタニシの対策について
- ・ 小麦のタンパク質実態調査の結果について

■「委員県外視察研修の実施」

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

⑥ 全国農業新聞の普及推進活動

農業委員会系統組織の情報紙で、農業委員会法第6条第3項第2号の規定に基づく「農業一般に関する調査及び情報提供」の柱となるものであることから、新規購読者確保のための普及推進に努めた。

・ 令和4年3月末現在購読部数： 111部

⑦ 農業者年金業務及び加入推進活動

農業者年金加入者の現況届その他事務処理とともに、農業者年金制度、加入推進について、農業委員会だより等でその周知に努めた。

ア 年金受給権者現況届受理	103件
イ 経営移譲年金	0件

ウ 老 齡 年 金 (裁定請求)	1 件
エ 資 格 喪 失	0 件
オ 未 支 給 年 金	8 件
カ 死 亡 届	13 件
キ 特定処分対象農地等処分届	0 件
ク 脱 退、死 亡 一 時 金	1 件
ケ 政策支援加入 (変更等申出含む)	1 件
コ 通常加入	0 件
ケ その他変更等申出書	1 件

## 議案第2号

### 令和4年度事業計画について

令和4年度事業計画について、別紙2のとおり提案する。

令和4年 5月20日提出

丸亀市農業委員会

会 長 松 岡 繁

## 議案第 2 号 令和 4 年度事業計画 について

### 1. 令和 4 年度事業方針

令和 2 年から続く、新型コロナウイルスの世界的な蔓延は未だに収束が見えず、国民生活の制限や自粛などにより、人々は常に不安を持ちながらの生活を強いられ、農産物の消費においても、外食産業の落ち込みによる消費の減少や、購買意欲の減退などによる農産物価格の低迷を招き、農業の再活性化の支障となっています。

また、コロナの感染拡大の影響や世界的な情勢の不安定化による食糧生産・流通の不透明化もあり、食料自給率の低い日本においては特にその課題が露呈され、外国に過度に依存しない食料自給率改善への転換が急務となっています。

また、農業現場の問題として、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる農家の減少により、農地利用面積が減少する一方で遊休農地が増加し、農業生産基盤の脆弱化が進行しています。更に近年は有害鳥獣による被害が広域化し、被害実態も深刻になっています。

このような状況のなか、政府の農業政策は、担い手に農地の集約・集積を進め、大規模経営による効率的な農業政策を推進してきました。しかしながら近年では農家の減少により、ため池や水路、そして農産物の生産はもとより、防災や景観形成などの多面的な機能を有する農地の管理が難しいことが露呈され、半農半 X など、これまでの農家以外にも農業への参加を進める施策に転換されてきました。

また、国は 10 年後の農地の担い手を一筆ごとに当てて行く目標地区の作成や、その目標地区による地域の将来的な農地利用計画である「人・農地プラン」の作成を、人員体制の厳しい農業委員会や市の農政部局に要求しています。

このように厳しい状況ではありますが、丸亀市農業委員会は、農地法等に基づく農地転用等の業務を適正に遂行するとともに、農地利用状況調査等の実施により、遊休農地の発生防止及び解消に努め、香川県農地機構等関係団体と連携し、農地の有効利用に繋がっていきます。また、本市農業の重要課題である担い手対策として、地元及び県中讃農業改良普及センターや、市長部局等関係機関とも連携し、新規参入者や退職者の就農支援等、農業従事者の確保と育成に努めるなど「農地利用の最適化」の推進に努めてまいります。

## 2. 事業内容

### (1) 各会議の開催等

#### ① 総会

毎月、開催し、農地法及び農業経営基盤強化促進法等に基づく農地の権利設定・移動等の許可申請事案に係る審議、農地利用の最適化の推進、農業経営の合理化や農業全般の調査研究を行なう。また、関係行政機関に提出する意見の協議等を行う。

5月の総会で、前年度事業報告及び当該年度事業計画（案）等について審議する。  
臨時総会は、必要に応じ随時開催する。

#### ② 役員会

随時開催し、農業委員会業務の運営・総会等の開催前に付議すべき議題等について協議する。

### (2) 農地関係事業

#### ① 農地法関係申請等処理業務

ア 農地法第3条申請について、同法第3条第2項各号の規定及び許可の審査基準等に基づき、適正な現地調査や執行を行う。

イ 農地法第4条及び第5条申請について、農業委員・推進委員と事務局が連携を図りながら現地調査を行い、審査基準に基づく適正な審査を行い、県へ意見進達する。

ウ 農地法第18条6項の通知に係る農地の貸借、残存小作地等の合意解約、名義変更について、台帳等の整備を行う。

エ 非農地証明、相続税・贈与税納税猶予適格者証明等の諸証明及びその他農地法に基づく届出等について、適正かつ迅速な処理を行う。

#### ② 農地中間管理法関係業務

香川県農地機構から市への委託業務である農地借受者の受付や貸付者の募集、利用権を設定する農地の位置・権利関係の確認作業その他の農地中間管理事業の適正な処理を農林水産課及び農地集積専門員と協力して行う。

#### ③ 農地の利用関係調整業務

ア 農地移動適正化あっせん事業等により、農地保有合理化のための農用地の売買・賃貸借等のあっせんを行なう。

イ 申し出のあった利用権設定につき、農業経営基盤強化促進法に基づく丸亀市の基本構想に沿って、同法第18条に基づく農用地利用集積計画の決定をする。

ウ 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画を審議する。

エ 農地の利用関係をめぐる紛争について、農地法第25条の規定に基づき、申し出に対し和解の仲介を行う。

#### ④ 農地の集積その他農地等の効率的な利用促進に関する業務

ア 人・農地プランにおいて、地域農業の中心として位置づけられた認定農業者や農業法人等のなかで、経営規模拡大等の意欲・能力がある農業経営体に対する農地の集積、

有効利用に向けた取り組みを行う。

イ 新規就農者対策として適切な農地情報の提供等、関係機関とともに支援していく。

#### ⑤ 無断転用防止の啓発

無断転用の早期発見・是正を図るため、農地パトロール等による巡回点検を行なうとともに、違反転用に係る啓発・広報活動を行なう。

### (3) 農政関係事業

#### ① 農地等利用の最適化の推進に関する意見提出、要望活動等の実施

ア 農業委員会法第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項について、関係行政機関等に対し具体的意見を提出する。

イ 国の農業政策に対し、農業会議等が主催する各農政・組織活動において、政策提案活動に参加し、全国農業委員会系統組織とともに要請活動を行なう。

ウ 広く農業・農家に関する相談に応えるため、毎月、定例農家相談会を実施する。

#### ② 各農政施策・制度等の検討・協議

ア 「目標地図」の原案作成など、国の推奨する農業施策の実施、県・市の地域農業に関する計画・事業、また広く地域の農業振興を推進するため事業等の周知を行なう。

イ その他農地利用最適化の推進など必要な農政諸問題対策を検討・協議する。

#### ③ 農業者、土地改良組織等との座談会、意見交換会の実施

ア 農業・農村の実態把握と、10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の明確化のため、農地一筆ごとの耕作者を記した「目標地図」の周知、原案作成、地域の農業農地計画である「人・農地プラン」作成等のため、各地区において、創意工夫をした座談会、意見交換会を行う。

#### ④ 食と農に関する広報活動の実施

ア 国民の食を支える農業・農村の大切さを国民全体で共有できるよう、広報活動を行う。

#### ⑤ 業務の適正執行の徹底と情報公開の推進

ア 総会での適正な審議及び議事録の作成・公表等により、一層の透明性の向上、公平性・公正性の確保に努める。

イ 農業委員、農地利用最適化推進委員自らの活動目標の設定と実践とともに、農業委員会として計画の策定及び活動結果の検証・評価の取り組みの強化を図る。

ウ 農地制度の内容、諸手続の周知をはじめ賃借料情報の提供、農業委員会の活動内容等について、農業者はもとより一般市民にも広く周知し理解を得るため、市ホームページ等の広報媒体による情報発信を積極的に推進する。

#### ⑥ 農地基本台帳等の整備充実

ア 農業委員会業務全般の基本となる農地基本台帳の一層の整備充実及び農地情報公開システム・フェーズ2の有効利用を図る。

#### ⑦ 農業委員研修への参加

ア 県・農業会議等の開催する研修会に積極的に参加し、幅広い知識の習得に努める。

イ 農業先進地等を訪れ、直接現場の農業者と交流する視察研修を実施する。

#### ⑧ 全国農業新聞の普及推進

農家に対して、農業政策・農業技術・経営管理等、各種情報を迅速に提供するため、全国農業図書の頒布、全国農業新聞の新規購読者の獲得を図る。

#### ⑨ 農業者年金への加入推進

農業者の老後の生活安定と福祉の向上・確保を図るため、農業者年金制度の周知及び加入推進に努めるとともに、的確な経営移譲や各種申請・届出業務を行なう。

### 3. 重点対策事業について

#### [農地利用最適化の推進等に向けた活動]

##### ① 調査・指導活動の実施

ア 過去の調査結果等を踏まえ、また、タブレット等を有効に利用し、農地利用状況調査（農地パトロール）実施要領に基づき計画的・効率的に遊休農地の現況把握をする。

イ 農地パトロールの結果、再生利用可能荒廃農地には利用意向調査を実施し、自作をしない場合は、農地中間管理事業等を活用して利用権設定に繋げていく。

ウ 地域農業や生活環境に及ぼす影響が高い遊休農地については、解消の必要性・可能性が高い農地から優先的に取り組み指導等を実施する。

エ 農業委員・農地利用最適化推進委員各自が遊休農地の発生防止に努めるとともに、解消目標等を明確に定め、その達成に向け取り組む。

##### ② 知識や情報の習得

農業委員会の業務、農地法や関連する制度についての知識を深めていただくために、総会後などに学習会を行い、知識や情報を習得し、委員間の交流も深めていただく。

##### ③ 香川県農地機構との連携

令和2年度から農振地域外の遊休農地についても、農地中間管理事業の対象となったことに伴い、香川県農地機構と連携し、更に遊休農地の解消及び農地中間管理事業の周知に努める。

農地利用最適化推進委員による「目標地図」の原案作成のために、農地機構と連携を図り、機構の持つ担い手情報を参考に、適切な計画作成を行う。

##### ④ 担い手確保に向けた支援活動

ア 能力・意欲のある担い手、後継者の掘り起こしについて、地域毎に農業委員が情報収集し、その確保に努める。

イ 市長部局、農業改良普及センター等関係機関と協力し、集落営農組織の法人化に向けた取り組みを支援する。

##### ⑤ 広報・啓発活動

市広報紙・農業委員会だより等で、農家相談会の開催や、遊休農地の発生防止に向けた理解・協力を求める。

##### ⑥ 農地基本台帳の整備

農地基本台帳および農地情報公開システムの一層の整備・充実に努める。

#### 4. 年間活動スケジュールについて

年 月 日	活 動 計 画 ( 予 定 )	
	「農家相談会」毎月開催 「役員会」随時開催 「転用等に係る現地調査」申請により実施 「農地巡回・指導・農地機構の紹介等」随時実施 「農地利用最適化活動」の実践 「目標地図」作成のための準備	農地パトロール 調査準備
令和4年 4月	定例総会 (4/20)	
5月	通常総会・定例総会 (5/20) 全国農業委員会会長大会	調査 島嶼部
6月	定例総会 (6/20) 活動計画等のホームページ公表	農地利用状況調査 農地パトロール
7月	県へ農地利用最適化に関する意見提出 定例総会 (7/20)	
8月	定例総会 (8/19)	
9月	定例総会 (9/20)	果集計 調査結
10月	定例総会 (10/20) 市へ農地利用最適化に関する意見提出	利用意向調査 実施・集計
11月	委員県外視察研修 定例総会 (11/18)	
12月	農業委員研修 全国農業委員会会長代表者集会 定例総会 (12/20)	
令和5年 1月	定例総会 (1/20) 農業委員会だより発行	意向調査結果の実施確 認 遊休農地指導措置
2月	定例総会 (2/20)	
3月	定例総会 (3/20)	



## 議案第 3 号

### 別段面積（下限面積）について

農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積（下限面積）について、本市の別段面積を別紙 3 の判断基準等に基づき検討・協議のうえ決定する。

令和 4 年 5 月 2 0 日提出

丸亀市農業委員会

会 長 松 岡 繁

## 議案第 3 号 別段面積（下限面積）について

### 1. 別段面積（下限面積）について（農地法第 3 条第 2 項第 5 号）

農地法第 3 条の許可要件の 1 つに下限面積要件があり、農地の権利を取得するには、取得しようとする農地を含め、経営する農地面積が一定規模以上でなければ許可できない旨が規定されている。これは、経営面積が余りに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後の経営面積が都府県では 50a 以上にならないと許可できないとされている。

また、農業委員会がこの法定の下限面積では地域の平均的な経営規模や遊休農地の状況などからみて、その地域の実情に合わないと判断し、農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部に別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積に達しない場合の許可はできないことになっている。

### 2. 設定又は修正の必要性

平成 21 年 12 月 15 日に施行された「農地法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 57 号）により、これまで県知事に設定権限があった別段面積の設定について、農業委員会において、地域の実情に応じ各農業委員会の判断で別段面積（下限面積）を設定することができることとなった。

これを受けて、「農業委員会の適正な事務の実施について」（平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知）2 農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取組(1)法令事務において、農業委員会は毎年、別段面積の設定又は修正の必要性を農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果等に基づき検討し、設定した別段面積及び設定理由、設定しない場合はその理由を市町村のホームページ等で公表することとされている。

本市では平成 25 年 5 月、陸地部の別段面積を 40 アールから 30 アールに設定した。島しょ部の 10 アールは変更していない。

ただし、令和 3 年 3 月 8 日付けで国会に提出された、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に、農地の取得に係る下限面積要件の廃止が含まれており、施行期日は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日となっており、令和 5 年 4 月 1 日からの廃止が予想される。

### 3. 面積設定の判断基準（農地法施行規則第 17 条）

#### (1) 1 項基準

原則の法定面積が地域の実情に適さないと判断される場合、法施行規則第 17 条第 1 項の規定に基づき別段の面積を設定。

- ① 設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域

- ② 単位はアールとし、10アール以上で設定
- ③ 設定面積は、設定区域内で耕作に供している者の数が、当該設定区域内で耕作に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないこと

## (2) 2項基準（※例外的 ⇒ 島しょ部）

農地の遊休化等が深刻な状況にあり、特に新規就農を促進しなければ農地の保全が図れない等、以下の農地の保有・利用状況、将来の見通し等を勘案し例外的に設定。

- ① 現に耕作されず引き続き耕作目的に供されないと見込まれる農地、その他その適正な利用を図る農地が相当程度存在する。
- ② 設定区域の位置及び規模からみて、その周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない。
- ③ 単位の指定なし。10アール未満の設定も可能。

## 4. 設定方法（農地法関係事務に係る処理基準 平成12年6月1日12構改B第404号）

（同 一部改正 平成21年12月11日21経営第4342号）

### (1) 第1項基準による検討

#### **方法1** 農林業センサス「経営耕地面積10アールきざみ農家数」の活用

- ① 規則第17条第1項第3号の「耕作又は養畜の事業に供している者」の数については、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第1条の調査（農林業センサス）の調査結果である市町村の区域における「経営耕地面積規模別農家数」等を活用する。
- ② ①の設定区域内の農家の経営規模別分布状況から規則第17条第1項第3号のおおむね100分の40を下らない面積を算出し、その算出した以上の面積で設定する。

#### **方法2** 農地基本台帳の活用

農地基本台帳等の市町保有データに基づき、「経営耕地面積10アールきざみ農家数」を市町が独自に把握する方法。 ⇒ **資料データ2** 参照

### (2) 第2項基準による検討

農地法第30条の利用状況調査等に基づき把握した遊休農地の状況を活用し、農地面積に占める耕作放棄地面積の割合等を参考にする。

現在、当該規定の適用区域は、島しょ部のみ。

## **議案3 資料**

- ・「農家経営面積集計表」（資料データ1） p1
- ・「農家基本台帳保有データに基づく経営面積10アールきざみ農家数」（資料データ2） p2
- ・「経営規模別農家数」（資料データ3） p3
- ・「県内市町の下限面積（別段面積）一覧」（資料データ4） p4